

## 第四十一回国会 内閣委員会

## 議録 第七号

(八二)

昭和三十七年八月二十九日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君

理事宮澤 隆君

理事山内 勝君

理事内藤 肇君

理事宮崎 高夫君

理事岡崎 英城君

理事堀内 一雄君

政嗣君

内海 安吉君

草野 一郎平君

園田 直君

藤原 広君

前田 正男君

田口 誠治君

受田 新吉君

農林大臣 大臣

出席政府委員

總理府事務官 行政管理局長

農林政務次官 農林事務官

大臣官房長官 農林事務官

農林經濟局長

林野庁長官 水産庁長官

委員外の出席者 専門員

加藤 重喜君

八月二十九日

委員笛本一雄君、高橋等君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として倉成正君、龜岡高夫君及び西尾末廣君が議長の指名にて委員に選任され

同日 た。

委員西尾末廣君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

八月二十八日

恩給法第七十五条第三号に規定する扶助料受給者の特別加給に関する請願(小川半次君紹介)(第四〇〇号)は本委員会に付託された。

○岡崎委員長代理 これより会議を開

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十回国会閣法第九九号)

今日に至ったわけであります。この内容は非常に多岐にわたるものであります

して、こういう会期の短い臨時国会に

おいては、実は扱うにふさわしくない

通常国会の十分な会期のある間に

おいて深く検討されなければならない

ものだ、こう思うのであります。が、そ

の点においては、私はなはだ遺憾に思

うわけであります。そこで、今申し上

げましたような理由で、どうしてもこ

の御提案の基本的な考え方からお尋ね

しておく必要があるわけであります。

この提案理由を拝見いたしますと、

冒頭から、内部部局として園芸局を新

設するということから始まりまして、

今回の設置法を改正する基本的な考え方

においては一言も触れておられない

わけであります。この点をぜひお伺い

したいと思います。特に焦点を合わせて御回答をいただきたい点は、大臣も

委員長所用のため、委員長の指名に

より、暫時委員長の職を勤めます。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十回国会閣法第九九号)

行管の政府委員がおいでになりましたら、あわせて行管の考え方をお答えいた

ただきたいと思います。

○重政國務大臣 今回の農林省設置法の改正案の趣旨は、御承知の通りに、

日本は北は北海道から南は鹿児島までございまして、各地域々々の経済条件

については、あり、肥料もあり、飼料も

あるというふうで、農業用機械だけが

なかつたのであります。すでに農芸

で遺憾なきを期する、こういう建前で

この農林省設置法の改正案を今回出し

たような次第であります。

それから、行管との関係についての

というものを十分に調査もいたし、ま

た、それを考えてやつておるのであり

ますけれども、何と申しましても、細

長い北海道から鹿児島までの間のこと

を十分に調査をいたしましたして、適切な

御回答をいたさなければなりません

から、お見受けしますし、かつ、こう

いは定員の増、そういうものについて

は、この調査会の答申を待つてやる、

それまでの抑えるという方針で臨まれ

ておる。ところが、この農林省設置法

だけがどうしてこういうきびしい行管

の了解を得て、こういう広範な改正を

提案できたか。また、それだけに理由

があるならば、その点を明らかにして

いただきたい。この点について、もし

本法に沿った農林行政を実行する上に

おきまして、きわめて必要なことであ

る。たとえば課の設置にいたしまして

も、生産資材、必需資材である農業用

機械器具については、まだ課の設置が

なかつたのであります。すでに農芸

で遺憾なきを期する、こういう建前で

この農林省設置法の改正案を今回出し

たような次第であります。

○山内委員 行管の御回答はまた向こ

さなければならぬ関係もございまし

た。お見えたときにしてもらうことにつ

いて、その他の議案の審議のからみ合わ

せで、どうとう審議に入らないままに

いたいと思います。

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 昭和三十七年八月二十九日

私は私どもわかります。そこで、そういう地域の特殊性に即応するような体制をとりになる、このことが地方農林局を設置する理由だ。こういう御回答なんですが、これは私逆じやないかと思う。もう一度あとで地方の都道府県との関連において、そういう地方自治体と地方農林局との関係について、あらためて深い議論を進めてみたいと思います。

あつたわけですが、農業基本法に基いて、その実現のためにこういろいろな機構改革をやるということなんですが、私どもは実はあの農業基本法には反対いたしました。その反対の理由が、今回の機構改革というこの形に、私ども心配した点に落ちてきたといいます。

そこで、園芸局をまずは提案理由の最も初にうたつておるわけですが、なるほど高度の技術も必要であり、管理も必要なこういう園芸というものを、今までの普通の蔬菜だけに依存しないで、こういうところに指導をされるといふ思いつきは、私は大へんいいと思う。ただ、園芸局を作ると、いうことが、はたしてどれだけ農民の生活を向上させ、そして安定した経営ができるか、そのことを考えますと、私は非常に心配な点があるわけです。これは理屈で言うよりも、実例で私申し上げておきたい。実はきょう質問しようと思つて、ゆうべ新聞を見ておりましたら、きのうの毎日新聞の経済欄から拾つた記事なんですが、最近リンゴが一箱で四百五十円も下落した。平均は千百

円、それが四百五十円もこの二十九日から値下がりになってしまった。千円そこそこのもので四百五十円と言えば、もう大暴落です。実は私の知つてゐる者も、もうリンクの経営は成り立たぬと言つて、この仕事を放棄した親戚の者もあるので、若干事情を承知しております。そういうことで、すでに振興局が手をかけているこういう果樹の価格すらも安定ができない。今度園芸局ができまして、こういう消流対策について大臣はどういう考え方で指導され、そしてこの園芸局を維持し、これを消費者の側からも生産者の側からも喜ばれるような安定した指導をされるつもりか、特にこの四百五十円の暴落について理由も書いておるわけですね。ところが、この理由に至っては、実際に私懶惰にたえない。その理由を聞いてみると、二十二、三日と果物小売店の休業日が二日続いたので暴落したと書いてある。それからあのとき台風が吹いてきたので、客足が渋ってあまり売れなくなつたとか、こんなことですね。こういう価格が不安定な形において、どうして高等の果樹の価格の安定ができるか。この点については、農林省は今までどういう努力をされておるかわかりませんけれども、結果的には何ら手をかけていないと私に言われてもしようがないのじゃないか。今度新しい園芸局に対しても、大臣はどういう御指導をお考えになつておられるかを聞いておきたいと思います。

しに、非常に生産が過剰になつて、そのためには暴落をするというようなことがあります。されば、これはそう簡単には参らぬと思うのであります。しかし、非常にリンゴが生産過剰になつて産地で暴落をしておるということは、私は耳にいたしておりません。問題は、園芸局を設置いたしまして、果樹につきましては、専門に一つ生産から販売に至るまでの間を合理化をはかつて、くことにただいま御指摘の点は、価格安定の問題だらうと思うのであります。リソースについてはまだいたしておりますが、本年から始めましたのが、御承知のタマネギについての価格安定の対策でござります。これらの実績を見まして、漸次果樹につきましても、価格の安定の対策を推し進めていきたい、こう考えておる次第であります。園芸局ができますと、果樹について、ろむん品目別であります、供給の状況、さらには需要の伸びの程度等も詳細に専門的に検討ができる、そしてそれらのことを産地にも通報ができる、こう思うのであります。さらに、市場の流通機構の合理化は漸次いたしつつあるのですが、それと同時に、出荷の調整ということも、専門的に各市場の出荷の状況を見て、これを産地側に伝えていく、通報するというような制度も採用をいたします。そうして価格の安定をはかっていく、こういうように考えておるわけであります。

中から大事なことは、生産過剰の問題を言わせておるわけです。現在の日本の果樹の需給関係は一体どうなつておるのか。特に私こういう考え方を持つておるわけです。常に作物が非常に豊作であると、もういつまでも価格がたたかれる。ところが、大臣もあるいは御承知かと思いますけれども、すぐ日本海をはさんだ向かい側の共産圏の方では、果物とかベライシヨとかタマネギとかいう価格の不安定な物資の購入を非常に欲しているわけです。今度ソ連に行かれた河合團長以下どういう御報告があるか知りませんけれども、おそらくこれも考慮して、シベリア開拓というものの結びつきの中で果たすこれら農作物というものが、相當重視された報告が出るのではないかと私の想像しておる点であります。そういう意味で、ちょっとこれは質問からそれるかもしませんが、共産圏と果樹關係農作物の交流関係をどうお考えになつておるのか。国内消費だけの果樹交易を考えずには、この日本の園芸が成り立たない、私はこう思うのですが、いかがござりますか。

うふうに配置されるのか、その点を明らかにして下さい。

○林田政府委員 現在振興局におきましては、その分を除けば、配置転換

して園芸関係の事務を所掌しておるわけですが、特に今回の園芸局にあたまでは、技術者を専門分化いたしまして、できるだけふやしていくべきだというふうな考え方を持つてお

りまして、現状におきましては、技術職員が二十八人でございますが、それ

を三十九人程度にふやしていくことを

それから現在種苗の検査をいたしてお

りまして、これが三十六人でございま

すが、これはそのままにいたしまして、三十六人でやっていく。そのほかに、流通問題

を十分意を用いていきたいというふうな考え方から事務職員も、流通問題

を果樹、蔬菜、そういう場面に相当置いていくというような考え方を持つてお

りまして、全体といたしましては、百三人ぐらいの定員にしていきたいと

いうことを考えております。

○山内委員 先ほど大臣は、一名の増員もないというふうに言明をされたの

ですが、これは全部今度の機構改革をならしてあるいはそななるのかもしれないがいいといふように考へましたので、この点は間違ひありませんで、この園芸局だけ考えましても、二十七人か二十八人ぐらいの増になるわけです。その点を……。

○重政國務大臣 これは配置転換をいたしました関係上、ある部局では減る、園芸局のようなものはふえる、こうしたことになるわけであります。全体といたしましたと、例の常雇いを定員化す

るという問題がござりますので、その方が九百十人ふえることになつております。でありますから、全体といたしましては、その分を除けば、配置転換

によつてまかないをつける、こういう方針であります。

○山内委員 そういうことだらうと私も想像はできますが、今の常勤の定員化については、またあとでお尋ねいたします。

そうしますと、結局この園芸局とい

うのは、現在の振興局の持つ課のはか

に総務と経済の二課があつて、こう理

解していいわけですね。それで二十八名ふえるわけですね。

○林田政府委員 そういうことであ

りまして若干お尋ねしておきますが、こ

の振興局から、さらに農林經濟局の企

画あるいは農業協同組合の指導行政の

仕事が移管されて、今度農政局と名前

百二人ぐらいの定員にしていきたいと

おもに大きな部と課を持っておりま

す。けれども、そのことはあまりこま

かになりますし、私も見ただけでは、あまりに大きな部と課を持っておりま

すので見当がつかないのですが、この

振興局を農政局に変えたということ

は、今の大臣の御答弁では、縱割りで

業務をやっているので、名前がふさわ

しいからという御答弁ですが、単にそ

れだけでわざわざ名称を変えたとい

ふうにもちよつと受け取れないのです

が、これは事務的な方の御回答でけつ

こうだと思うのですが、いかが

ですか。

方をもちまして、農政局という名称が適当であろうというようなことから、

では次に、農林經濟局なんですが、

この中に大臣官房から移管されておる

ところの仕事で、国際協力関係の事務

というのがありますが、これは具体的

にどういうものか、その内容をできた

ら詳しく述べをいただきたいと思いま

ます。

○山内委員 それでは次に、農政局の

問題で若干お尋ねしておきますが、こ

の振興局から、さらに農林經濟局の企

画あるいは農業協同組合の指導行政の

仕事が移管されて、今度農政局と名前

局についてお尋ねしておきたいと思

ます。この地方農林局の考え方には、先ほど大臣の大答弁にもありましたが、これは行政全般に及ぼす影響が非常に

大きい。特に都道府県あるいは市町村、こういう地方自治体との関係とい

うものは、非常に私は影響が大きいと

思うのです。この地方農林局の設置と

いために業務のアンバランスが相当出

てきたのではないか、そういう点も

ちょっと危惧される点があるわけで

す。けれども、そのことはあまりこま

かになりますし、私も見ただけでは、

あまりに大きな部と課を持っておりま

すので見当がつかないのですが、この

振興局を農政局に変えたということ

○山内委員 名称の問題に今こだわり

方をもちまして、農政局という名称が

適当であるうというようなことから、

変えるように考えた次第でございま

す。

○山内委員 名称の問題に今こだわり

方をもちまして、農政局という名称が

適当であるうというようなことから、

これは行政全般に及ぼす影響が非常に

大きい。特に都道府県あるいは市町

村、こういう地方自治体との関係で、

違法の問題が起こらないかどうか。地

方自治体の権限を侵害するとか、ある

いは地方自治の確立を保障されている

憲法下において、政府のこういう出先

機関の権限拡充というものは、これは

逆行ではないか。そういう点を非常に

心配するわけです。この点について十

二大問題の一つを一方において考え

ことにいたしまして、執行面におきましてはできる限り地方農林局に移譲をいたすつもりであります。しかし、それはあくまでも農林大臣の現在の権限の範囲内においてこれを移譲するというのでありますから、これは部道府県及び町村には影響はないと思ふのであります。それに反してむしろ、府県等は非常に便益を有することになると思うのであります。と申しますのは、果樹にいたしましても、生産地形成というようなことをやる場合においても十分でないということが私は多かろうと思ひます。地方農林局がありますと、地方農林局が専門的に常にから調査をいたしておりますので、そういうような報告であるとか、あるいは統計その他についても、府県は非常に便宜をされることと思うのであります。

○林田政府委員 ただいま大臣から仰せの通りでございますが、なお、若干補足させていただきますと、大体中央

と地方の権限配分の原則といたしましては、企画的な事務は中央にいたしまして、実質的な事務は地方農林局にす

ります。それで、中央に留保される事務としましては、食糧管理あるいは國有林、そういう事務がござりますます。

○山内委員 これは、私、遺憾ながら大臣と非常に見解を異にいたします。

むしろ府県が喜ぶ、こういうお話をなんですか。されども、確かに企画、立案とい

うものは本筋で押えて、実施面は地方にやるということは、これは何も農林

に限ったことばかりではない。どこの

部局もそういう考え方立たなければ

ならない。こういう地方農林局を新設するよりも——しかも、この地方農林局として今後やつていく仕事の内容を

見ますと、政府の方針さえきまれば、ほとんど全部が都道府県に移譲し

てしかるべきものであります。何のた

めにこの地方農林局といふ中間のもの

を設けて、ことさら機構を複雑にし

て、そうして都道府県に移譲すべきも

のをここで押えておくかというこ

とに、私は非常に不満がある。私、この

府県知事に移譲してしかるべきものがたくさんあります。できないものが

何かありますか。これは官房長事務的

にさつき申しました通り、地方の都道

府県知事に移譲してしかるべきものがたくさんあります。できないものが

何かありますか。これは官房長事務的

にお答えになつてほしいと思うのですが、やる気ならば、地方農林局といふ

ものをつくるんで、地方自治体に、公

共團体に移管した方がいい。そのこ

とでは、企画的な事務は中央にいたしましては、実質的な事務は地方農林局にす

ります。それで、中央に留保される事務としましては、食糧管理あるいは國有林、そういう事務がござりますます。

○林田政府委員 ただいま大臣から仰せの通りでございますが、なお、若干補足させていただきますと、大体中央

と地方の権限配分の原則といたしましては、企画的な事務は中央にいたしまして、実質的な事務は地方農林局にす

ります。それで、中央に留保される事務としましては、食糧管理あるいは國有林、そういう事務がござりますます。

○山内委員 これは、私、遺憾ながら大臣と非常に見解を異にいたします。

むしろ府県が喜ぶ、こういうお話をなんですか。されども、確かに企画、立案とい

うものは本筋で押えて、実施面は地方にやるということは、これは何も農林

に限ったことばかりではない。どこの

部局もそういう考え方立たなければ

ならない。こういう地方農林局を新設するよりも——しかも、この地方農林局

として今後やつていく仕事の内容を

見ますと、政府の方針さえきまれば、ほとんど全部が都道府県に移譲し

てしかるべきものであります。何のた

めにこの地方農林局といふ中間のもの

を設けて、ことさら機構を複雑にし

て、そうして都道府県に移譲すべきも

のをここで押えておくかというこ

とに、私は非常に不満がある。私、この

府県知事に移譲してしかるべきものがたくさんあります。できないものが

何かありますか。これは官房長事務的

にさつき申しました通り、地方の都道

府県知事に移譲してしかるべきものがたくさんあります。できないものが

何かありますか。これは官房長事務的

にお答えになつてほしいと思うのですが、やる気ならば、地方農林局といふ

ものをつくるんで、地方自治体に、公

共團体に移管した方がいい。そのこ

とでは、企画的な事務は中央にいたしましては、実質的な事務は地方農林局にす

ります。それで、中央に留保される事務としましては、食糧管理あるいは國有林、そういう事務がござりますます。

○林田政府委員 ただいま大臣から仰せの通りでございますが、なお、若干補足させていただきますと、大体中央

と地方の権限配分の原則といたしましては、企画的な事務は中央にいたしまして、実質的な事務は地方農林局にす

ります。それで、中央に留保される事務としましては、食糧管理あるいは國有林、そういう事務がござりますます。

○山内委員 これは、私、遺憾ながら大臣と非常に見解を異にいたします。

むしろ府県が喜ぶ、こういうお話をなんですか。されども、確かに企画、立案とい

うものは本筋で押えて、実施面は地方にやる

ことがあります。その点では便利で、近

くなつて喜ぶかもしれませんけれども

も、それ以外においては、それほど大

臣が勇断をふるつてお考えならば、私

は、むしろ思い切って、この際都道府

県に移譲すべきものだと思ひますが、

この点いかがですか。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

なつておるのでありますと、地方各府

県に現在農林大臣の権限のある中で移

譲するものがあるかどうかという問題

あります。

○重政國務大臣 山内先生のお考え、

一応聞かれる話であると思うのでありま

すが、しかし、たとえば現に地方に

農地局がございますが、この農地局の

仕事を各府県に移譲するといつても、

私は移譲のしようがないと思うのであ

ります。各府県におきましては、それ

ぞれみんな必要なことを要求してこら

れる。それを一つの農地局のブロック

において事情を聞いて、必要なものか

ら先にやる、こういう行き方に現在

機構が円滑に行なわれて、それによつて農林行政がさらに数歩前進するといふことではありますれば、われわれいたしましては、機構の改革につきましても御同意をせざるを得ないわけござります。さらに、改革の内容自体が、いすれも緊急なものであり、あるいは臨時行政調査会においても検討しておられますような方向に沿つて権限の移譲等が行なわれておりますので、これらの点にからみまして、このたびの農林省の機構改革は適切であると判断いたしまして、御同意を申し上げた次第でございます。

であります以上は、むろんほかとの関係もございますが、それを一部分実施に移すということによりまして将来混乱を起こそということはないと考えております。将来、この流れに沿いまして、さらにそれがふくれていくとか、あるいはさらに大幅に権限が移つていくと、いろいろな問題もむろんあると思いますが、しかし、この方向だけは間違いない、かように考えております。

○山内委員 ただいまのお返事は聞きましたが、それなりに、そのときになつて議論の対象になるかもしれません。今度地方農林局を七つのブロックに分けて、北海道だけが除外されておる。この七つのブロックの考え方と、北海道を除外した理由をお聞きしたい。

○林田政府委員 まず、北海道を除外した理由でござりますが、北海道には、先生御承知のように、中央には北海道開発庁がありまして、また、北海道には北海道開発局がありまして、北海道開発局で國のいろいろな仕事は所掌をしておるわけであります。それから北海道は、県として見ました場合は、北海道府单一でやつておるという特殊の事情があるのであります。それから、たとえば農林関係の仕事を北海道開発局から分離いたしまして、そこに農林局を設けてやるかどうかと、これを考えてみますと、それよりむしろ、他の産業との関係もござりますから、たとえば農林関係の仕事を北海道開発局として考えていいった方がいいという見地から、あるいは北海道庁が道庁として北海道全体をやつておるというようなこともありますので、

農林局は置かないということにいたしましたわけがあります。内地の府県につきましては、七ブロックに分けまして、このブロックは從来から農地事務局で所掌をしておるブロックでございますが、とりあえずはこの七ブロックに分けまして、その地域に応じた地域的な行政を進めていくということにいたしたわけでござります。

○山内委員　これはどうしてももう一べん大臣に念を押しておかなければならぬと思うのですが、それは地方自治体と国の関係なんですが、今回は農林省が持つ権限をそのまま都道府県に譲り移せないから、中間のものを設けて、それに大幅に移譲した。ところが、このことは、大體は、農林省という中央の権限の立場から見れば、それは当然だとお考えになる。しかし、地方の住民にすれば、都道府県の強化抵触自治の確立ということは、非常に要望され得る点です。ところが、今度ブロックでそういう地方農林局ができると、政府の出先ができる。都道府県の知事は、全部住民の直接選挙によって民主的に選ばれた人がある。ところが、これだけの権限を持つ地方農林局というのは、大臣が任命する官僚が行つてやる。これは非常に行政上に大きな相違が起るわけです。こういう点で、地方自治の立場から見れば、このことは決してプラスだとはいえないと思う。むしろ、地方自治体に権限を移譲するものは全部やつて、ある程度中央が握らなければならぬものは握っておいてもいいのですが、中間に今そういうものをつくり上げるということは、時代逆行と言わなければならぬと私は思

思つ。この点については、自治省の御見解も必要だとと思うのですが、委員長、できましたら御出席を願つた。北海道は、地方の農林局から除外した理由は、何から、開拓局の設置法ですか、その主度で上がるものと、全然仕事の中は全面改正をしなければ均衡がとれなくなると思いますけれども、その点はどういうふうにお考えですか。

○林田政府委員 地方農林局は、県と農林省の中間にございまして、地域的な行政をやるということを考えております。北海道につきましては、北海道庁が北海道全体の行政をやっておりますので、その地域的な行政を特に農林局を設けてやるといふことは、二重にもなりますので、そういう見地から、置かないということを考えたのであります。

○山内委員 それからこの際、ちょっとお聞きしておきたいと思うのですが、先ほどお話を出ました、今度はこの改革に伴う定員の増は一名もやらなければいけない、これは時の問題で、すぐくずれる私とは思っておりますけれども、一度そのことは信頼してもよろしいです。が、ただ、いたしました資料の中と私は思っておりますけれども、一応用形態別一覧表という表を見ますと、臨時雇い作業員が四万八千八百六十名、それから臨時の月雇いの作業員が一万四千八百六十九名、こういう非常に多数の臨時作業員を持ってゐるわけです。どこの省でも大小ないところはないと思いますけれども、まあおそらく、この国有林野くらい多数の

うようなことが非常に少ないと。たとえば造林にいたしまして、適期というものがございまして、ほんの一、二ヵ月の間に植栽などは済ませてしまわなければならぬといふような事業が非常に多いのでございます。しかも屋外作業でござります。そういうようなことでございまして、この臨時の作業員といふものが非常に多くなつておるのでござります。

○山内委員 賃金関係をちょっと…

○吉村政府委員 この賃金は、団体交渉によりまして、労働組合と当局との団体交渉の協約によつてきめておるのをごぞいます。が、ごく低い者は四百円くらいから、高い者は千円というになります。

○山内委員 そうしますと、この臨時の人たちは、おそらく臨時雇用ですから、組合結成の資格はないと思うのですが、そうしますと、この人たちの利益を、國が認めておる組合との団交でやつてやる、こうしたことなんですか、その点はどうですか。

○吉村政府委員 臨時作業員も、雇用時期は組合に入つておる者があります。

○山内委員 実は私これをお尋ねする理由は、最近民間の賃金が非常によくなつてきておるのです。ところが、これに伴つて、この林野庁關係の賃金は、私は低いのではないかということを想像しておる。そのため雇用を得られない。せつかも今まで熟練して何年もおつた者も、給料が安いから、みんない賃金で一般的のところへ行つてしまふ。そういうことが林野事業の業務遂行に非常に障害になつておるという実例を私は聞いておりますから、そこ

で心配して聞いておるわけなんですが、その点についてはどういう関係になつておりますか。

○吉村政府委員 この臨時作業員の賃金につきましては、その地方別の民間でございまして、この臨時の作業員というものが非常に多くなつておるのでござります。

○山内委員 賃金を調査いたしましたが、お言葉のように、地域によりまして、交渉をいたして決定しておるのでございますが、では、そういうような現象が確かに見られております。ただ、この賃金の決定は、新賃金がこの四月に公労委の裁定によりまして妥当な賃金にきつたところでございます。そういうあれに準拠いたしまして実施をいたしておる次第でございます。

○山内委員 ちょっととくどいようですが、必ずこのね返りは、作業の上に定められました。そこでござります。そういうあれに准拠いたしまして実施をいたしておる次第でございます。

○山内委員 ちよつとくどいようですが、それとも、その決定が、どういう賃金、幾らできつたかよくわかりませんけれども、國のこういう決定が全部右へならえしまして、造林事業をやつされども、その決定が、どういう賃金、幾らできつたかよくわかりませぬけれども、國のこういう決定が全部基礎になつて何分の一ということになりますと、ななかか地方では人を得られない。そのたちはまたその上に上

げればならぬ、こういう現実があると置きして、そういう作業員を雇わなければなりません。そのたちはまたその上に上

げればならぬ、こういう現実があると置きして、そのために雇用を得られない。そういう点で、私この賃金問題を特にお聞きしておる。このことが一

形をずっと続けておる。このことはやはり労働基準法の違反だという考え方から、できるものは全部定員化せいで、かなり多數のものをもうほとんど残らぬくらい一般定員に縛り入れをやつておるわけです。この中で、特に林野庁がこういう多數の人を、しかも同じ作業に季節によつて臨時雇いみたいに更新して使つていく。こういうことが、必ずこのね返りは、作業の上に定められました。そこでござります。適当な人も得られない、将来のガンになる、こう判断をしておるわけです。この点について、一つもう一べん信念のあるところを言つていただきたい。

○吉村政府委員 補助金の関係は民有林の関係でございまして、その中の賃金の算定と、国有林の作業員の賃金とは、ちょっと別個になつております。公共事業の補助金の中の賃金の算定はまた別になつております。これは別途に予算の要求に努力をしておるところでございます。また、雇用安定の問題でございますが、私どもも、この雇用を安定しなければならないということは、まことにその通りでございまして、これが、これにて散会いたします。

○岡崎委員長代理 本日はこの程度にては、まだ私虚心坦懐に受け取れないのですけれども、自治省の方の政府委員もまだお見えになつておませんので、またあらためてお尋ねすることにして、きょうはこれで終わります。

午後零時三分散会

と、この中の半分以上というものは、能率給と申しますか、出来高制の賃金の支払い方をいたしておるのでござります。これは伐採を中心としておるのと、このことには大いに努力して参つておるのでござりますが、定員化という安定期につけまして、常用化化問題にはかなり問題が残されておるというように私どもは考えておるのでござります。

○山内委員 地方農林局の問題については、まだ私虚心坦懐に受け取れないのですけれども、自治省の方の政府委員もまだお見えになつておませんので、またあらためてお尋ねすることにして、きょうはこれで終わります。

○岡崎委員長代理 本日はこの程度にては、まだ私虚心坦懐に受け取れないのですけれども、自治省の方の政府委員もまだお見えになつておませんので、またあらためてお尋ねすることにして、きょうはこれで終わります。



昭和三十七年九月十日印刷

昭和三十七年九月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局